

高知県介護職員処遇改善支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県介護職員処遇改善支援交付金(以下「交付金」という。)の交付については、令和5年度介護職員処遇改善支援交付金実施要綱(令和6年1月25日付け厚生労働省老健局長通知別紙。以下「厚生労働省実施要綱」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 県は、介護サービス事業所等(厚生労働省実施要綱に規定する「介護サービス事業所等」をいう。)に勤務する介護職員等(介護職員以外にその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。)を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とし、介護サービス事業者等(厚生労働省実施要綱に規定する「介護サービス事業者等」をいう。)に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(賃金改善等の要件)

第3条 交付金の交付の目的を達成するため、本事業の対象となる事業所等を運営する介護サービス事業者等は、補助額に相当する介護職員等の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の改善(以下「賃金改善」という。)を次のとおり実施しなければならない。

- (1) 介護サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととして差し支えない。
- (2) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持しなければならない。
- (3) 介護サービス事業者等は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。)を基本とする。また、事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分ごとに、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めなければならない。
- (4) 基本給等の引上げについては、就業規則、賃金規程等(以下「就業規則等」という。)の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えない。ただし、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めなけ

ればならない。

2 介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について第5条第2項の介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。また、職員から交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答しなければならない。

3 介護サービス事業者等は、交付金の目的等を踏まえ、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働法規を遵守しなければならない。

(交付額の算定方法)

第4条 交付金の交付額は、高知県国民健康保険団体連合会から提供を受けた介護報酬総単位数をもとに、厚生労働省実施要綱5の規定により、県が算出するものとする。

(交付申請)

第5条 介護サービス事業者等は、別紙様式1による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付金交付申請書には、別紙様式2による介護職員処遇改善計画書を含め、交付事業に係る関係書類(職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、別紙様式5による特別な事情に係る届出書を含む。)を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該介護サービス事業者等に対し通知するものとする。ただし、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、介護サービス事業者等が厚生労働省実施要綱8(1)①若しくは②に定める場合又は別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第8条 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)事業内容に変更があった場合(厚生労働省実施要綱7(4)に定める場合)には、別紙様式3による変更に係る届出書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(2)事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

(3)事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払することができる。

(実績報告)

第10条 介護サービス事業者等は、賃金改善実施期間の終了後、令和6年10月末日までに別紙様式4による実績報告書を、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る介護サービス事業者等の成果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付金の額が確定した後に、概算払をした額を差し引き精算払する。

(是正のための措置)

第12条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該介護サービス事業者等に対し当該交付事業に適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第10条の規定は、前項の規定による指示に従って行う交付事業について準用する。

(交付金の返還)

第13条 知事は、第7条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

3 知事は、第1項及び厚生労働省実施要綱の規定による返還の命令に係る交付金の交付の決定の取消しについて、やむを得ない事情があると認めるときは、介護サービス事業者等の申請により、当該返還の期限を延長することができる。

4 第6条の規定(通知に係る部分に限る。)は、前3項の規定により交付金の返還をさせ、又は返還の期限を延長した場合について準用する。

(情報の開示)

第 14 条 介護サービス事業者等に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条、第8条第4号、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。